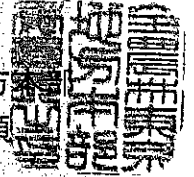


09東京地本要求第3号  
2010年5月19日

農林水産事務次官  
井出 道雄 殿

全農林労働組合東京地方  
執行委員長 鈴木 順



## 要 求 書

経済の低迷から脱するためには、外需依存から内需への転換が必要であり、そのためには、家計や個人消費を支える働く者の賃金等の引上げ・改善が不可欠です。

私たちは、職場アンケートなどをもとに、組合員の生活と労働条件の維持・改善について下記のとおり要求を取りまとめましたので、貴職にあつては、組合員及び職場の実態と意向を十分把握し、使用者責任を果たす立場から誠意を持って下記事項を実現するよう要求します。

### 記

#### 1. 本省組織の再編について

本省組織の再編については、再編後の業務が円滑かつ適切に行えるように、当局が責任を持って、職場・組合員に説明し、理解と納得を図ること。

#### 2. 人事異動について

人事異動を行うに当たっては、本人の希望・意見等をよく聞き、強制はしないこと。また、内々示、内示の時期を早めに行うこと。

#### 3. 2010年度賃金要求等の改善について

私たちが実施した職場アンケートでは、当地本の組合員は、賃金関係では、64.1%が「基本給に不満」と回答し、その理由として53.0%が「生活が厳しい」と回答している。また、「生活改善」するためには平均55,151円（月額）が必要と感じており、5万円以上を回答した組合員は52.5%にもなる。このアンケートに示された本省等における職場実態を踏まえ、公務員労働者の賃金改善を関

係機関に働きかけること。

#### 4. 超過勤務の縮減等について

- (1) 「本省庁における超過勤務時間縮減目標達成のために具体的に取り組む事項」など超過勤務縮減対策を管理職に徹底し、超過勤務縮減を確実に図ること。
- (2) 過労死ライン（月超勤101時間以上等）を超える者を出さない対策を講じること。
- (3) 違法な超過勤務手当の不払いは直ちに止めること。また、業務を見直し超過勤務縮減を図ること。
- (4) 超過勤務を命ずる場合は、最小限の人員に絞るとともに、帰宅のための交通手段の確保等を図ること。
- (5) 年休取得を促進するため、年次休暇取得計画予定表を各課室に整備するとともに、長期連続休暇の取得を奨励すること。

#### 5. 新たな人事評価制度について

- (1) 当地本の職場アンケートでは、組合員の67.3%が「評価制度とその運用に納得できない」と回答していることから、実施状況を検証し、必要な改善を行い人材育成・能力開発に資する制度とすること。
- (2) 「顔も名前も覚えていない」「業務内容を全く理解していない」「怒鳴ったり、感情でモノを言う人に評価されたくない」「いい加減で評価者が信頼できない」などの意見が多くあることから、期首・期末の面談では、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図り、評価者研修を徹底すること。
- (3) 「職員を怒鳴ったり、人格を否定するような行為を行う管理者や職員を出勤拒否に追い込むような管理者はマイナス評価とせよ」との意見も多くあることから、管理者の評価に関しては、パワーハラスメントの項目も検討すること。
- (4) 「目標の達成度は、外部要因や他の職員の協力度合いに影響され、必ずしも本人の働きぶりとは一致しない」「ポストで評価が決まってしまう」「評価者により評価

基準に差が出る」などの意見があることから、評価結果の全面開示とともに、評価基準や評価結果の分布状況等を明らかにすること。

## 6. 男女平等の公務職場及び明るく働きやすい職場の実現について

- (1) 「明るく風通しの良い組織」(4月1日大臣訓辞)の確立のための工程表を作成し、公表すること。
- (2) パワーハラスメント防止策を徹底し、職員を怒鳴ったり、人格を否定するような行為を「熱心な指導」と片付けないこと。また、職員を出勤拒否に追い込むような行為を直ちに止めさせること。
- (3) メンタルヘルス対策を強化するとともに、働き方と職場環境の変化に対応した心の健康づくり対策を各職場において具体化すること。また、職員の健康管理と自殺再発・防止対策を抜本的に講ずること。

## 7. 職場要求等について

- (1) 庁舎の空調については、公務遂行に支障をきたさないよう弾力的に運用すること。
- (2) 国民に開かれた行政機関とするため当庁舎利用者が利用しやすい方法を検討すること。
- (3) 組合活動における庁舎エレベーター・ホール前でのビラ配布を認めること。
- (4) 東京地本の掲示板を従来の場所へ回復すること。
- (5) 必要最小限の分会書記局の使用を認めること。

## 8. 行政職(二)職員及び海事職職員の処遇改善等について

- (1) 行政職(二)職員退職者が補充されないために生じる業務過重を改善すること。また、処遇の改善を図るために、付加業務等を把握し、積極的に関係機関に働きかけるとともに、労務甲(守衛)と技能甲(電話交換手)が行政職(二)5級まで昇格が可能となるように、関係機関に働きかけること。

- (2) 海事職職員の処遇改善のため、級別標準職務表を改正し、トン数区分・航行区域等による格付け差別の是正を関係機関に働きかけること。また、海事職（一）の4級及び、海事職（二）の5・6級定数の確保を関係機関に働きかけること。

#### 9. 農林水産政策の拡充・強化について

- (1) 食料自給率の向上、食の安全の確保、日本農業の再生を図ること。
- (2) 戸別所得補償制度を充実させること。
- (3) 農業者大学校の果たす機能を国の責任として維持すること。
- (4) 東京地本の行う農政学習会への講師派遣及び「生産と消費を結ぶ連絡会活動」のPR活動へのスペースの使用を認めること。

以上